

報告第8号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年9月1日提出

天理市長 並 河 健

専決第5号

専 決 処 分 書

令和4年3月16日午後2時頃天理市柳本町内の市道64号線上で発生した車両
損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、
市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及
び第3号の規定により専決処分する。

令和4年6月22日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 12,980円